

1. 制度の概要

- 指定難病の医療費の自己負担割合が3割から2割※に引き下げられます。
※ 医療保険上で3割負担となっている患者さんの負担割合が2割となります。
1割負担の患者さんの負担割合は変わりません。
- 指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。
- 自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担をすべて合算した上で適用されます。

| 階層区分 | 区分の基準（市町村民税） | 自己負担上限額（月額） | | |
|--------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 一般 | 高額難病治療継続者※1 | 人工呼吸器等装着者※2 |
| 生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 | 0円 |
| 低所得Ⅰ | 非課税（世帯）本人収入：～80万円 | 2,500円 | 2,500円 | 1,000円 |
| 低所得Ⅱ | 非課税（世帯）本人収入：80万円超 | 5,000円 | 5,000円 | |
| 一般所得Ⅰ | 課税以上7.1万円未満 | 10,000円 | 5,000円 | |
| 一般所得Ⅱ | 7.1万円～25.1万円未満 | 20,000円 | 10,000円 | |
| 上位所得 | 25.1万円以上 | 30,000円 | 20,000円 | |

※1 月ごとの指定難病の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です。

※2 人工呼吸器などを装着している方の場合は、所得に関係なく一律1,000円となります。

2. 難病医療費助成制度に関する申請について

- 申請の際には次の書類が必要となります。

- ① 診断書（臨床調査個人票）
- ② 申請書（指定難病医療費支給認定用）
- ③ 公的医療保険の被保険者証のコピー
- ④ 市町村民税の課税状況の確認書類
- ⑤ 世帯全員の住民票の写し

なお、都道府県の窓口から申請者（患者さん）に対して、①から⑤以外の書類の提出を求める場合があります。

- 申請方法

お住まいの都道府県の窓口に提出するように、患者さんに説明してください。

3. 難病医療費制度の申請の流れ

